

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

長野県立大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 長野県立大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

長野県立大学（設置者：公立大学法人長野県立大学）
長野県長野市三輪 8 丁目 49 番 7 号

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

グローバルマネジメント学部 グローバルマネジメント学科
健康発達学部 食健康学科、こども学科

【研究科】

健康栄養科学研究科(修士課程) 健康栄養科学専攻
ソーシャル・イノベーション研究科(専門職学位課程) ソーシャル・イノベーション専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,032 名、研究科 34 名

【教職員数】 教員 74 名、職員 52 名

4 大学の理念・目的等

長野県立大学は、1950 年に開設された長野県短期大学を前身に、グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科、健康発達学部食健康学科、健康発達学部こども学科の 2 学部 3 学科を置く大学として、2018 年 4 月に開学した。2022 年 4 月には、ソーシャル・イノベーション研究科ソーシャル・イノベーション専攻と健康栄養科学研究科健康栄養科学専攻の 2 研究科 2 専攻を開設している。

長野県立大学は、大学の理念を、「長野県の知の礎となり、未来を切り拓くリーダーを輩出し、世界の持続的発展を可能にする研究成果を発信することで、人類のより良い未来を創造し、発展させる大学をめざす」としている。この理念に基づき、大学の使命を、「自ら考え、自ら学び、主体的に行動し、成長する機会を世界に求め、世界中のイノベーターと出会い、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育てる」とし、具体的な内容を以下の通り定めている。

①リーダー輩出

幅広い豊かな教養教育、実践重視の高度な専門教育、寮生活や海外研修などによる全人教育によって、新たな時代を担う様々な資質や能力を備えたリーダーを輩出する。

②地域イノベーション

長野県の豊かな自然や長い歴史・伝統を理解し、大切にすることを通して、県の産業・文化・生活を活性化する「知の拠点」となり、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学をめざす。

③グローバル発信

健全な批判精神をもち、先進的な研究はもとより、長野県の産業や文化を基盤とした学際的な研究を推進して、新たな知を創出し、その成果を地域に還元するとともに、長野から世界に向けて発信する。

長野県立大学の目的は、学則第 1 条に「生きる拠り所となる深い専門性と幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性とグローバルな視野を持って、地域に貢献するリーダーを育成することをその目的とする。」と規定されている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の進展に寄与するとともに、地域に貢献するリーダーを育成すること」と規定されている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

長野県立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

長野県立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、長野県立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 多様な人材と知的資源を結びつけ、ソーシャル・イノベーションに挑戦する人材を育て、支援することを目的として設置しているソーシャル・イノベーション創出センターが中心となり、学生とともに市町村や県、企業等と連携して地域貢献の推進や起業支援等に取り組むことで、大学の使命の一つである「地域イノベーション」の実現に努めている。
- 効果的な初年次教育の実現のため、アカデミック・スキルの修得と自己理解を深めることを目的とする 1 年次必修の発信力ゼミや、全人教育の場として自律性、主体性、人間関係性を養うとともに、地域との連携を図ることにより社会に目を開く機会を提供することを目的とする一年次全寮制等に取り組んでいる。
- 大学の使命の一つであるグローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育成するため、グローバルセンターが中心となって全学部・学科の学生が参加する海外プログラムを実施することに加え、英語教育部会を中心に英語カリキュラム運営の改善に取り組む等、全学的に英語教育を推進している。

【改善を要する点】

- 大学院のディプロマ・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理し、アセスメントプランを活用する等、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 大学院の成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について、組織的に点検・検証するとともに、アセスメントプランに基づき、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制及び実施方法を整理・強化することが望まれる。
- 一部の学部の卒業研究については、選択科目としての位置づけを整理するとともに、ディプロマ・ポリシーとの関係性を明確化し、統一的な成績評価基準を策定することが望まれる。
- 学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、大学としての点検・検証の実施方針を整理し、定期的・継続的な点検・検証の充実が望まれる。
- 学習成果の把握・可視化については、アセスメント、アセスメントプランの運用や各種データの分析・検証を踏まえ、教育水準の向上に向けた取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、長野県立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。また、学則に定める附置機関として、キャリアセンター、グローバルセンター、ソーシャル・イノベーション創出センター、学生サポートセンターを置いている。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会にあたる教員会議及び研究科会議のほか、各種の管理運営の体制を整備している。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、グローバルマネジメント学部の卒業研究については、選択科目としての位置づけを整理するとともに、ディプロマ・ポリシーとの関係性を明確化し、統一的な成績評価基準を策定することが望まれる。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、研究指導の計画の明示が不十分であったが、研究指導の計画を学生に示す様式を新たに定めて対応することについて、2025年1月に研究科会議で決定したことを確認した。ただし、大学院の成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。なお、到達目標を考慮した成績評価基準を明文化することについて、健康栄養科学研究科では2025年1月の研究科会議、ソーシャル・イノベーション研究科は2025年3月の研究科会議で決定したことを確認した。

学部及び大学院のシラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について、組織的に点検・検証するとともに、アセスメントプランに基づき、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制及び実施方法を整理・強化することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。教育研究を行うための校地である三輪キャンパスのほか、学生寮である象山寮及び運動場、地域連携施設等を併設する後町キャンパスを置いている。

ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。事務局には、総務・経営企画課、学務課の2つの課を置き、組織規程に定める業務を分担する体制としている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、大学院のディプロマ・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示すること、学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示すること、学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方について明示することが求められる。

学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、大学としての点検・検証の実施方針を整理し、定期的・継続的な点検・検証の充実が望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。インターネットによる情報発信にあたっては各担当部署等で作成した Web ページをホームページ管理者である入試・広報担当の承認を経て掲載するシステムに加え、さらに積極的な情報公表を行うため、事務局の各部署から選出された職員による入試・広報チームを編成し、学内の情報収集及び発信を行う仕組みを構築している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「長野県立大学における内部質保証に関する基本方針」及びアセスメントプランに基づき、学長を委員長とし、学部長、学科長等により構成される内部質保証委員会が全学の内部質保証の責任を担い、内部質保証に取り組んでいる。学部、研究科、事務局等の各組織は、諸活動の自己点検・評価を実施し、その結果を、各学部・学科の教員を構成員とし、自己点検・評価の実施等を所掌する自己点検委員会に提出する。自己点検委員会は、全学的な観点による自己点検・評価を行い、その評価結果を受けて、内部質保証委員会が改善課題を抽出し、改善に向けた方針を提示する体制としている。自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書にとりまとめ、Web サイトに公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理し、アセスメントプランを活用する等、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。各研究科に対する基盤研究費の配分のほか、選考を経て用途限定資金の配分を行う学長裁量経費や理事長裁量経費等によって、教育研究活動の支援に取り組んでいる。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT 環境の整備)について、適切に対応を行っている。ICT 環境については、ハード面の整備として三輪キャンパス及び象山寮を置く後町キャンパスともに Wi-Fi に接続できる環境を整え、ソフト面として大学が包括契約する Office365 ライセンスを学生や教職員に付与することで Office ソフトやメール等のコミュニケーションツールを無償提供している。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、2018年度の開学以降、毎年度の初めに前年度の計画に対する進捗や達成状況の確認及び評価を担当部署が行い、それに対して自己点検委員会が全学的な視点での評価と改善が必要な項目の洗い出しや改善事項の整理を行っていた。2023年度からは、学長を委員長とする内部質保証委員会を中心とした内部質保証体制を構築し、自己点検委員会が行う全学的な観点に基づく自己点検・評価結果を受けて、内部質保証委員会が改善課題の抽出や改善方針の提示を行う体制をとっている。また、内部質保証委員会において2023年度にアセスメントプランを策定し、各部署の情報を全学的に収集、分析し、改善に結びつける仕組みを構築している。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「学修成果の可視化とFD・SDによる教育水準の向上【学習成果】」

学習成果の可視化については2018年度の開学時にGPAを用いた方法を想定していたが、開学後、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力がどの程度身に付いているかを可視化するためには、GPAのみでは不十分であることが課題として認識された。その認識を踏まえ、各学部長・学科長を構成員に含む学長等の諮問機関である大学運営会議が中心となって検討を行い、科目の到達目標に係る学生の自己評価や授業改善アンケートの結果を含めて総合的に学習成果を可視化できる環境を構築するため、2023年度から学習成果可視化システム(アセスメンター)を導入している。このシステムの導入によって、各授業科目の到達目標ごとの達成度に関する自己評価と自身の成績評価データに基づく学習成果の対比による分析が可能になる等、学生が自らの学習を振り返ることを可能としている。また、ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関係性を表すカリキュラムチェックリストと、これまで身に付けた力の蓄積の状況、授業改善アンケートの結果分析等を組み合わせることで、学生がどの程度ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けているかを可視化できる仕組みを構築している。加えて、アセスメンターについては、活用方法に関するFD研修を実施することにより、教職員の活用を促している。

内部質保証委員会では2023年度にアセスメントプランを策定し、アセスメンターにより収集されたデータ等の様々なデータを全学的に収集、分析し、改善活動につなげる仕組みを整えた段階にあり、アセスメンター、アセスメントプランの運用や各種データの分析・検証を踏まえ、学習成果の把握・可視化及び教育水準の向上に向けた取組みの充実が望まれる。

・No.2「グローバル人材育成に向けた海外プログラム」

グローバルセンターを中心として、グローバル人材育成に向けて海外研修に参加する海外プログラムを実施している。海外プログラムは、グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科と健康発達学部食健康学科は2年次に、健康発達学部こども学科は3年次に実施し、全学生が参加している。海外プログラムの実施後には、2019年度からグローバルセンターが中心となって担当教員や一部現地関係者による報告書、並びにオンラインアンケートツールを用いた学生からのアンケート収集による分析を行っている。それらをもとに成果や改善点等を取りまとめたうえで、グローバルセンターとプログラム担当教員間で共有・確認し、プログラム内容や期間、学習面、学生の生活面について次年度以降の改善等の調整を行う体制としている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、2021年度及び2022年度はオンラインを主とする渡航を伴わない形での研修を実施し、学生からのアンケートにより満足度を確認したほか、現地での英語学習や専門研修、生活面や危機管理面の課題等を確認し、英語研修のクラス編成、専門研修先の変更やレベル設定、学生の危機管理意識の啓発等に取り組んでいる。

・No.3「外部資格試験 TOEIC L&R を指標とした英語教育の質向上」

第1期中期計画に「2年次修了時まで全学生がTOEIC600点以上」を取得するという指標を掲げ、

2018年度の開学以来、英語力の向上に向けた教育の質向上に取り組んでいる。教務委員会のもとに置かれる英語科目担当専任教員で構成される英語教育部会を中心に、入学時、1年次末、2年次末の計3回、TOEIC L&R IP テストを実施し、その結果の検証やスコアの改善に向けた取組みを実施している。2年次修了時まで全学生がTOEIC600点以上を取得という指標の達成に向け、同一科目を複数クラスで実施するためのガイドラインや共通の評価基準を作成し、専任教員と非常勤教員の連絡会で共有する等、標準化を図っている。さらに、海外プログラムと連携した科目群及び各学科のキャリア志向の科目群の配置や、習熟度別の少人数のクラス編成、モチベーションの向上策として学科特性を踏まえた学習内容とする等、英語のカリキュラムの改善に取り組んでおり、英語教育の質向上に向けて今後も継続的な取組みが期待される。

・No.4「1年次全寮制と初年次教育プログラムによる効果的な初年次教育」

初年次教育の一環として取り組んでいる「発信力ゼミ」については、学部学科横断の1年次必修の少人数通年科目であり、アカデミック・スキルの修得と自己理解を深めることを目的として、全学科から約15名の教員が参加し運営している。発信力ゼミについては、発信力ゼミワーキンググループや担当者ミーティングにより検討を行っており、2018年度と2019年度には学生アンケートに基づき、ゼミの振り分け方法や授業内容の統一、授業運営方法等の改善に取り組んでいる。発信力ゼミワーキンググループ及び授業担当者ミーティングについては、組織的な位置づけを明確にするとともに、発信力ゼミの学習効果に関するさらなる分析等が期待される。

また、1年次全員が入寮する1年次全寮制については、学生支援係が寮生を対象としたアンケートを毎年度実施しており、アンケート結果により寮での共同生活による教育効果を確認している。一方で、各年度の回答率にばらつきがあることや、アンケートの内容に学生の生活実態の把握が含まれ、寮の教育効果を見るためには設問や実施時期、対象者を検討することを課題として認識しており、1年次全寮制の教育効果のさらなる点検・検証に向け、引き続き検討することが期待される。

・No.5「学部・学科の特色に合わせたキャリア支援教育」

キャリアセンターが中心となって学生のキャリア支援に取り組み、キャリア相談利用データやインターンシップ参加実績、就職率等を取りまとめている。

キャリア支援については、4年間で3期に分けて、①キャリア支援、②進路選択支援、③就職支援の3段階に分けて体系づけて行うこととするほか、全学対象と、食健康学科やこども学科それぞれを対象として実施する等、自己の価値観にあった進路開拓に向けた支援に取り組んでいる。支援内容についてはキャリアセンター長や各学部学科の教員、事務局長、学務課長、キャリアセンター職員で構成されるキャリアワーキンググループにおいて検証を行い、改善に取り組んでいる。具体的には、年度末にキャリアコンサルタントによるキャリア相談の相談担当者にアンケートを実施するほか、インターンシップ終了後に受入先の企業・団体等にアンケートを実施し、それらの結果をキャリアワーキンググループにおいて検証することで、次年度のキャリア支援の取組みの改善に活用している。

加えて、開学から間もなく、卒業生がいない状況を補うために、内定した学生が後輩にノウハウを伝授する就職アドバイザー制度を2020年度から設立している。就職アドバイザーは個別相談や内定者報告会等を自主的に企画運営することに加え、「県大生の県大生による県大生のための就活攻略本」を作成し後輩に継承する等の活動に取り組んでおり、就職アドバイザー活動終了後にはアンケートを実施し、その教育効果を確認している。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「CSIを中心とした地域貢献の推進と起業支援など特色ある学生支援に関する取組み」

2018年の開学時から大学内外の多様な人材と知的資源を結びつけ、ソーシャル・イノベーションに挑戦する人材を育て、支援することを目的としてソーシャル・イノベーション創出センター(CSI)を置いている。同センターが中心となり、学生を巻き込みながら地域イノベーションに係る地域課題の解決やSDGs支援、起業の支援等に取り組むとともに、公開講座等を通じて県民や学生に学びの機会を提供している。

ソーシャル・イノベーション創出センターは、2024年4月時点で15の市町村、県及び企業と連携協定を締結し、外部から学内への連携申し出のコーディネートを行っている。また、ソーシャル・イノベーション創出センターのもとに、長野県内の各地域に常駐する地域コーディネーターを相談窓口として4名置き、大学と事業者、企業、自治体、地域を結び付ける役割を担っている。

SDGs支援の取組みについては、2022年度から「SDGs・地域貢献アイデアコンペティション」を開講し、地域企業の支援による学生のSDGs等に関する取組みを支援するほか、グローバルマネジメント学部では、在学中から起業家として挑戦できる環境を提供するため、正課に加えてソーシャル・イノベーション創出センターが学生と外部の人脈を繋げたり、学生のアイデアをブラッシュアップするための相談役になる等の支援に取り組んでいる。

以上により、ソーシャル・イノベーション創出センターが中心となり、学生とともに市町村や県、企業等と連携して地域貢献の推進や起業支援等に取り組むことで、大学の使命の一つである「地域イノベーション」の実現に努めている。また、ソーシャル・イノベーション創出センターが中心となる活動については毎年度「CSI JOURNAL」としてまとめられ、学内外に周知されている。

・No.2「グローバルマネジメント学部における特色ある学生の課外活動及び地域貢献活動支援」

グローバルマネジメント学部では、学部のディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けた学生の育成を実現するため、行政、地域、企業等のセクターと連携した課外活動、地域貢献活動を支援している。

地域をフィールドとした課題探求・解決策検討(PBL活動)の場として、2020年度に長野市との協働で長野市後期基本計画策定に向けた「長野市未来政策アイデアコンペティション2020～セカイに学びナガノに活かす～」を実施したほか、2023年度からシンガポールの企業との共同プロジェクトである「大田市＝シンガポールプロモーションプロジェクト」に取り組んでいる。また、地域をフィールドとした教員のゼミ・授業科目におけるPBL活動等の支援として、ソーシャル・イノベーション創出センターが情報提供し、活動のきっかけや地域主体とのつながり作りを支援しながら、各ゼミにおいて学生の主体的な活動に取り組んでいる。

以上の取組みの状況は大学運営会議で報告し共有を図っており、さらに2024年1月には学生、教職員が参加する「グローバルマネジメント学部地域活動報告会」を行っている。

・No.3「食・健康・栄養について学ぶ学生の特色ある学び(課外活動)及び地域貢献活動支援」

健康栄養発達学部食健康学科では、学科のディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けた学生の育成を実現するため、管理栄養士養成課程として、地方公立大学の特性を踏まえた地域と連携した学びや地域貢献活動に重きを置いた教育に取り組んでいる。

管理栄養士資格取得のための必修の臨地実習に加え、選択の臨地実習を設定し、希望する学生が多くの現場を経験できるカリキュラムとするほか、現場で活躍する管理栄養士を招いて業務内容や活動における困難、喜びについて学ぶ機会を提供している。管理栄養士資格取得のための国家試験に向けては、学習計画ファイルに基づき学生が自らの学びの計画を立て、国家試験対策委員や各教員が助言やアドバイスを行う等の支援を行っている。また、健康栄養科学研究科では、修了に際して学会発表を義務付けており、開設か

ら 2 年間で 5 件の学会発表を行うほか、授業や公開講座に国内の研究者を招いて、専門的知識を得る機会を提供している。

さらに、大学の授業をきっかけに、食健康学科の学生が主体となり、教員のサポートを得ながら各種の課外活動や地域貢献活動に取り組むことで、実践力及び応用力についての学びを得ている。

・No.4「地域や社会の特性をふまえ、よりよい保育・子育て環境を計画し、実践できる力を育てる取組み」

大学の使命の一つである「地域を創生できるリーダー」の育成を実現するため、健康発達学部こども学科では、地域の保育・幼児教育の実情だけではなく、海外の現状についても学ぶ機会を提供し、広い視野で保育・子育て環境を計画、実践できる力の育成に取り組んでいる。

こども学科では、15 名の専任教員が、それぞれの専門分野に基づいた学外授業や、幼児教育、社会福祉施設等の見学を実施することで、地域の保育、子育ての実情を知る機会を設けている。

また、実践重視の専門教育を実現するために、正課の授業だけではなく、学んだ知識を生かす場として、サークル「ぐるんぱ」の活動で地域の親子を大学に招いてつながりの場を提供することで保育技術の向上のみならず保護者支援も含めた活動に取り組んでいる。同サークルの活動には教員がそれぞれの専門分野から助言や支援を行っている。

さらに、こども学科では海外プログラムとして、3 年次にフィンランドに 2 週間渡航し、講義や実習を行うことによって海外の保育事情を学び、日本の保育を相対化して理解することを目指す機会を設ける等、学生が広い視野を持つための教育に取り組んでいる。

なお、本基準の No.1 の取組みをもとに、「地域イノベーション」の実現に向けた地域貢献の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、ソーシャル・イノベーション創出センターを中心として展開されている「JIBUN 発 旅するラボ」、「ひろがれ！ 推し村プロジェクト」、「ご飯会」、「高校での探求学習支援」の 4 つの取組みを取り上げ、関係者との意見交換を行った。

連携先の企業等の関係者からは、地域の課題の解決に向けて本取組みと関わり、多くのステークホルダーと関わる中で学生にとって自身を振り返り、見つめなおす機会となっていることを感じた、との意見があった。また、取組みへの関わりを通じて、関係者同士のつながりができた結果、新しい取組みに繋がる事例があったことが確認できた。

加えて、地域の高校の関係者からは、高校での探求学習支援に大学の教員が関わることによって、高校生の視野の拡大のきっかけになっているとの発言がある等、大学の教育研究活動による効果が確認できた。

また、学生からは、取組みの改善のために考えられる工夫等についての意見が示され、地域の課題解決に向けて学生が主体となって取り組むことで、学生の成長に寄与していることが確認できた。

全体を通して、ソーシャル・イノベーション創出センターが中心となり地域のステークホルダーとのつながりを作り地域の課題解決に向けて取り組むことによって、学生が成長する機会になっていることや、地域の関係者にとっても新たなつながりの創出につながっていることが確認できた。以上により、ソーシャル・イノベーション創出センターの目的である「学内外の多様な人材と知的資源を結びつけ、ソーシャル・イノベーションに挑戦する人材を育て、支援すること」を推進するとともに、大学の使命の一つである「地域イノベーション」の実現に寄与していることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回長野県立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
11 月 6 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
12 月 17 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表